



## 質問内容

教育情報費用繰越金は必ずしなければならないか。

## 回答内容

事業協同組合で、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業を行うものは、その事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越さなければならない(組合法第58条第4項)。これを定款例では法定繰越金といっている。

教育・情報等の事業経費は組合員に賦課することもあるが、剰余金の一部をこれに充当して、教育情報事業を活発にすることが協同組合の健全な発展のために望ましいとしたのが立法の趣旨である。ところが、実務家からは、この立法の理想が必ずしも理解されず、毎年、この繰越金が累積する結果、一種の特別積立金となっている事例が多い。このためこの繰越金の規定を削除する法改正を要望する声もある。しかしながら、協同組合の組合員教育という理想達成のために存続されておるものであるから、剰余金処分の項目として行わなければならない。

したがって、この繰越金は他に流用することは許されず、翌年度において教育情報事業費に充てるため戻入され、更に未使用分は順次繰越される。このため繰越金は翌事業年度の収支予算作成の際、収入に計上しておくことになる。なお、使用の対象となる教育情報事業費は必ずしも組合自身の行う教育情報事業に限らず、組合の加入する連合会の行う教育情報事業に経費として支出することもできる。

ところで、この教育情報費用繰越金の性質については議論の岐れるところである。法律的性質においては、剰余金の留保されたものであるから準備金の一種として資本項目とみることが出来る。会計上からみるときは、経費に充てるべく繰越され、翌年度以後において、教育情報事業の経費として支払われるのであるから、一種の引当金であると考えられる。経理基準は特定引当金に分類している。

なお、この繰越金を持分計算の対象とするかどうかについては議論のあるところであるが、前述のように、翌事業年度に、教育情報事業に支出されるのであるから、計算の対象としないのが適当である。また、この繰越金は課税済のものであるから、翌年、戻入したときは申告書で減算しなければならない。



## 計画策定は企業価値を高める 組合BCPセミナー開催

1月23日(金)山形市のホテルメトロポリタン山形において、「組合BCPセミナー」を開催し、本会会員組合の関係者等29名が出席した。

はじめに、「中小企業とBCP～緊急事態に強い会社を作る～」と題して、企業にとっての緊急事態、BCPの策定・運用による効果、組合BCPの必要性と効果について、経済産業省中小企業庁大槻宏美経営安定対策室長が講演を行った。

引き続き、「利益につながるBCP～考え方の切り口と事例紹介～」と題して、自助・共助・公助の考え方、「早く取り組む」ということ、中小企業におけるBCPについてナレッジコラボ事業協同組合中山司理事長、株式会社ゴトー理研後藤伸代表取締役が講演した。

中山理事長は、まずはBCPについて「早く取り組む」ことが重要であるとし、そうすることで、問題点、課題点、解決できる・できない点等が見えてくると話した。また、BCPを実際に策定している組合の事例紹介が出席者に大変好評であった。